

基準調剤加算①：表の受理番号欄に（調1）と記載

近隣の保険薬局との連携、あるいは自局単独により 24 時間調剤及び在宅業務がすみやかに出来る体制を有している。

（連携体制を構築する複数の保険薬局の数は、当該薬局を含めて 10 未満）

基準調剤加算②：表の受理番号欄に（調2）と記載

自局単独により 24 時間調剤及び在宅業務ができる体制を有している。